

# 平成 15 年度植物防疫事業・ 農薬安全対策の進め方について

植物防疫課  
農林水産省生産局 生産資材課農薬対策室

食生活の多様化・高度化の進展に伴い、我が国では様々な農畜産物が流通している。一方、食品の安全性に対する消費者の関心はますます高まっており、BSE 問題や食品の偽装表示問題、輸入野菜の残留農薬問題に加えて、無登録農薬の全国的な販売と使用の実態が明らかとなり、食の安全を確保するための抜本的な改革が必要であることを示した。

このため、今後の農政においては「食」と「農」の再生を図り、食料供給の安全・安心体制を早急に構築することで国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

植物防疫分野においても、食料の安定供給、農業生産の安全の確保に加え、消費者の農薬による病虫害防除に対する懸念や、ますます多様化する輸入農産物への対応にも配慮しつつ、適切な病虫害リスク管理、環境に調和した防除技術の確立、検疫体制の強化等のため、必要な施策を総合的に講ずることが必要となっている。

さらに、農薬の安全対策については、改正農薬取締法が成立したことを受け、改正法の趣旨・内容を徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るため、農薬の使用者やその指導者、農薬販売業者等を対象とした講習会や研修を実施するとともに、農薬使用者に対する農薬使用状況の記載指導を実施するほか、使用残農薬適正処理技術の開発および埋設農薬の適正管理を図ることとしている。

## I 消費者の理解の得られる病虫害管理体制の整備

輸入野菜の残留農薬問題が顕在化した一方で、国産農産物についても、「食」の安全性が確保できる病虫害防除の実施が求められている。食料の安定供給を確保するには、病虫害防除は不可欠だが、多くの消費者が農薬散布の安全性について懸念等を抱えていることから、病虫害防除の状況、農業環境負荷軽減の取組状況等の情報を提供することにより、消費者の理解・安心を得ることが重要となっている。このため、①都道府県が病虫害防除に関する基本理念及び基本方針を策定、公表し、この基本方針に基づき地域の実情に応じた防除プログラムを策

定した上で、地域の合意を受けた病虫害防除の推進、②防除の際には、きめ細かな病虫害発生状況の把握、高精度の発生予測に基づく的確な防除の実施により、農薬散布の低減を図るとともに、防除後の農作物の品質調査を実施し、その情報の提供、③地域における土着天敵の発生状況調査に必要な同定診断への技術支援等を実施し、消費者の理解の得られる病虫害管理体制の整備を行う。

## II 臭化メチルの削減対策

土壌消毒用の臭化メチルの削減については、2005 年に全廃するというモントリオール議定書締約国会合（以下、締約国会合）に基づく削減プログラムに沿って、現在まで積極的に取り組んできたところである。

昨年（2002 年）は対基準年（1991 年）50%レベルまでの削減を達成したところであるが、本年には、対基準年の 30%レベルまで削減を行わなくてはならない。このため、これまでの事業の成果等により実用可能となった代替薬剤の使用に加え、太陽熱利用土壌消毒、蒸気消毒等の代替技術を総合的に組み合わせた防除対策の普及をさらに進めることが重要である。

また、2005 年の全廃を目指して、現在臭化メチル以外に農薬登録のないスイカ、ピーマン等の土壤伝染性ウイルス病等について、引き続き対策を進めることを急務としている。

このような状況に的確に対応するため、2000 年 2 月に設置した「臭化メチル削減対策会議」においては、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者による意見交換を行い、臭化メチル削減に対する問題意識の共有化を図っているところである。なお、2005 年の臭化メチル全廃以降も削減の対象外となる「臭化メチルの不可欠用途使用申請」について、調査申請書を取りまとめ、締約国会合事務局へ本年 1 月に提出したところであり、現在、締約国会合の専門機関による審査を受けている。本年も必要不可欠な用途に限り、臭化メチルの使用が確保されるよう、不可欠用途の申請を行うこととしている。

## III 農薬取締法改正に対応した適切な防除指導

無登録農薬問題により食に対する信頼が損なわれた事

態を踏まえ、農薬の製造・輸入・販売・使用の各段階での規制を強化する内容の改正農薬取締法が成立し、農薬の使用に遵守義務が設定された。

このことを受け、病害虫防除指導においては、これまで同様、「発生予察に基づいた適時適切な防除の実施」による防除指導が基本となるが、①使用する農薬については、登録の有無を確認し、対象作物の適用があるかどうか確認の上、使用方法を守って防除するよう指導の徹底を図る、②マイナー作物等においては、現時点で登録農薬が少ないことから、防除に支障が生じないように、当分の間、経過措置を設定する、③環境に調和した形で病害虫のまん延防止が期待できる IPM 技術の導入やフェロモン、天敵等の利用については、これまでと同様に積極的に推進する等の指導を行っていくこととしている。

#### IV 農林水産航空事業を巡る状況について

航空防除の実施に当たっては、作物の生育状況および病害虫の発生状況に応じ防除の区域や時期をより特定して行い得るよう、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)に基づき、県レベルおよび地区レベルにおいて事業計画の検討を行い、臨機応変な実施を徹底する必要がある。

また、農村地域における混住化が進んでいるほか、水田を有効に活用したムギ・ダイズ・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大や有機農産物の生産等地域の作物栽培体系が多様化していることから、作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布剤型等について十分に検討を行い、地域関係者の理解と協力を得るよう努めるほか、航空防除に適さない区域では無人ヘリコプター等による局所的な散布に切り替えを図ることとしている。

#### V 鳥獣害対策の推進

鳥獣による農作物への被害は、イノシシやニホンザル等が生息している中山間地域を中心に、深刻な問題となっている。

このような状況を踏まえ、効果的な被害防止対策を確立するため、平成5年度から、先進的な技術を導入したモデル地区を設定し、鳥獣害防止技術の確立・定着を推進するとともに、地域住民を対象とした普及啓発活動や地域における対策技術の指導を担う技術指導者の育成等を推進している。

加えて、平成15年度は、新たに生産者による追い払い等の防除活動を行う「自衛体制の整備」を推進することとしている。

一方、平成11年に「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」の改正が行われ、科学的・計画的な野生鳥獣の保護管理(ワイルドライフ・マネージメント)により野生鳥獣の生息数を適正なレベルにコントロールする「特定鳥獣保護管理計画」制度が創設された。本計画を達成するため、農林、環境部局の連携により、①生息環境の保全、②被害防止対策の実施、③個体数の調整といった手段を総合的に実施する必要がある。

また、同法改正の国会審議時に、被害防止対策の強化、調査研究の拡充、農林業者への被害救済措置の検討、農林業被害のより正確な把握について附帯決議がなされ、施行後3年を目途に必要な措置を講じる旨が規定された。

さらに、平成14年の通常国会において、狩猟免許に係る欠格条項の見直し、鉛製散弾の使用規制、カタカナ表記からひらがな表記への変更等本法の全部改正が行われた。併せて、平成11年時の附帯決議事項の誠実な履行に努めることが附帯決議された。このため、今後も精度の高い被害状況の把握、効果的な被害防止対策技術の確立、被害防止施設の整備について一層の拡充を図っていくとともに、環境省を中心とした被害救済措置の検討を進める必要がある。

#### VI 植物検疫の的確かつ円滑な実施

我が国の植物輸入量は、食生活の多様化等を反映し増加を続けてきたが、特に近年における輸入量および輸入品目数の伸びは顕著なものとなっている。このため、植物に付着した病害虫が我が国へ侵入するリスクはますます高まっており、例えば、昨年も条件付き輸入解禁品目の中国産いねわらやフィリピン産パイアヤから害虫が発見されるという問題が生じたところであり、本年も引き続き輸入植物検疫の適正な実施を図り、国内で安心して農業が営めるよう、検査体制の充実等に努めていくことが必要である。このため、病害虫同定診断の高度化等植物防疫官の能力向上に努めるとともに、輸入関係者への周知徹底、ITを活用した検疫実績等の情報分析・提供体制の整備等を実施することにより、輸入関係者等の検疫に対する理解と円滑な輸入への協力を求めていくこととしている。

植物検疫措置に関しては、農産物輸出入の当事国間における見解の相違から意見の対立があり、例えば、非検疫有害動植物問題に関連した米国産レタスの輸出前検疫措置の導入をめぐる議論等が挙げられる。また、昨年6月には、日米間の懸案であるりんご火傷病に係る植物検疫措置に関して、WTO パネル(小委員会)の設置が決

定された。その第 1 回会合が同年 10 月 21 日および 22 日、第 2 回会合が本年 1 月 13 日、14 日および 16 日にジュネーブにおいて開催され、我が国は、当方の火傷病の植物検疫措置は科学的根拠に基づいており WTO 協定に整合的なものであるとの主張を行った。

一方、WTO/SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）および国際植物防疫条約の枠組みの下で、植物検疫措置に関する国際基準の策定が急ピッチに進められている。それらの中には、病虫害危険度解析や検疫有害動植物に関するガイドラインが含まれ、かつ、「科学的根拠に基づく検疫措置の策定と実行」が求められており、我が国としても国際ルールを尊重しつつ、国際的協議の場で我が国の考え方を主張していくこととしているところである。同時に、今後はこれらの国際基準への整合を考慮しながら、我が国の植物検疫体制の整備を図る必要がある。

このように、植物検疫の実施に当たっては、今後とも、透明性を確保しつつ、科学的根拠のある技術的な措置をもって、病虫害の海外からの侵入の脅威から我が国の農業を守るとの基本原則の下で全力を尽くしていくことが重要であると考えている。

## Ⅶ 農業安全対策の一層の推進

### 1 農業安全使用対策

昨年、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の「食」に対する信頼を損なう大きな問題となった。このため、昨年 12 月に農薬取締法が改正され、3 月 10 日からこの改正法が施行された。主な改正点は、①無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止（販売は従来から禁止）、②農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、③罰則の強化等であり、農薬を製造・輸入・販売・使用する全ての国民に関係する内容となっている。

この改正農薬取締法の趣旨・内容を関係者に徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るため、①農薬使用に伴う危害を防止するための農薬使用者に対する講習会の開催等、②農薬使用者の農薬使用状況の記帳指導、農薬適正使用等徹底のための農薬適正使用アドバイザー育成研修、無登録農薬の販売の取り締りと安全な農薬の取り扱い確保ならびに不適正な使用者への販売を防止するための農薬販売業者への研修指導の実施等、③農薬の登録後における農薬登録保留基準への適合状況について追跡調査等を行うこととしている。

農薬に関する情報については、国民各層の関心が非常

に高いこともあり、あらゆる機会をとらえて情報提供を充実していきたいと考えている。この一環として、農林水産省ホームページに「農薬コーナー」(<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>) を設け、改正農薬取締法の概要やポイント解説、無登録農薬問題、農薬の基礎知識、農薬の登録・失効や各種基準に関する情報（農薬登録速報および農薬登録情報の検索については日本植物防疫協会（JPP-NET）運用のホームページで提供）の提供を開始したところである。今後、このページの拡充を図り、関係者の農業行政への理解を促進することとしている。

### 2 農薬による環境負荷の低減

農薬空容器、使用残農薬および種子消毒時に生じる農薬廃液等の一層の適切な処理を推進するため、前年に引き続き、①再生利用が容易な農薬容器の開発、② POPs 農薬等の適正処理技術の開発、③水稲共同育苗施設等から生じる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開発等を行う。このうち、本年度は②について、実用化レベルでの技術確認を拡充して実施し、処理技術の最終確認を行うこととしている。

## Ⅷ 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業において、発生予察事業等の実効をあげるためには、関係者が密接に連携して推進していくことが重要である。

近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報を低コストで入手することが可能となっており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換およびその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と国内都道府県の病虫害防除関係者においては、引き続き密な連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っている JPP-NET についても、その中でどのような情報を収集・提供させ、それを多くの関係者がどのように使いこなすかが今後の課題となっている。

農業者、都道府県、国および民間の枠、あるいは行政、研究および普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取り組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々ははじめ、関係者におかれては、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。